

引越しワンストップサービスを利用して由布市から転出される方へ

項目	由布市での手続き	由布市来庁の必要性	新住所地での手続き
印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録は転出（予定）日をもって登録が抹消になります。登録証明書はご自身で破棄して下さい。	不要	必要な方は新たに印鑑登録必要な方は新たに印鑑登録の手続きをして下さい。
マイナンバーカードをお持ちの方		不要	継続利用の手続きが必要です。カード及び暗証番号が必要になります。
防災ラジオを受け取っている方	防災ラジオは、由布市に住む全世帯へ無償貸与しているものです。転出する日までに郵送等にて返却して下さい。 防災危機管理課 097-582-1140	不要	
国民健康保険の被保険者	国民健康保険資格喪失の手続きが必要です。 保険証・限度額適用認定証を持参して下さい。 修学の為の転出や病院や施設などへの入院・入所のための転出の場合、引続き由布市の国民健康保険が継続となる場合があります。詳しくは保険課までお問い合わせ下さい。 保険課 097-582-1121	要	国民健康保険に加入される場合は、新住所地で加入手続きをして下さい。
後期高齢者医療制度の被保険者	大分県内への転出の方 特に手続きはありません。	不要	大分県内へ転入の方 新しい被保険者証が郵送されます。 古い被保険者証は郵送にて返還または破棄して下さい。
	大分県外への転出の方 被保険者証を郵送にて返還または破棄して下さい。 保険課 097-582-2111	不要	大分県外へ転入の方 新住所地の被保険者証の交付を受けて下さい。
介護保険被保険者証所持者	介護保険被保険者証を郵送にて返還して下さい。 (住所地特例施設への転出除く) 高齢者福祉課 097-529-7349	不要	
介護保険要支援要介護認定者	介護サービスの支払いが終わったら、介護保険被保険者証、負担限度額認定証を郵送にて返還して下さい。 (住所地特例施設への転出除く) 高齢者福祉課 097-529-7349	不要	転入日から14日以内に、要介護・要支援認定申請書を提出して由布市で要介護・要支援認定を受けていたことを伝えて下さい。 由布市における介護度等を記載した受給資格者証が必要な場合は、由布市高齢者福祉課へご連絡下さい。
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費受給資格の認定を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 子育て支援課 097-582-1262	要	新住所地で手続きをして下さい。 手続きに必要なものは、市区町村や状況によって異なります。 新住所地にご確認下さい。
児童手当等の受給者	児童手当・特例給付の受給者は受給事由消滅届の手続きをして下さい。オンライン上でも行うことができます。 ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。 子育て支援課 097-582-1262	不要	原則異動月の末日まで、月をまたぐ場合は転出予定日から15日以内に、新住所地で新規認定請求の手続きを行って下さい。届出がない場合、児童手当の不支給が生じます。
子ども医療費受給資格者証をお持ちの方	受給資格者証を窓口又は郵送にて返還して下さい。 子育て支援課 097-582-1262	不要	新住所地でお尋ね下さい。
高校生等医療費受給資格者証をお持ちの方	受給資格者証を窓口又は郵送にて返還して下さい ※保護者が単身赴任で転出した場合、又は高校生等が就学を事由に転出した場合は届出が必要です。 子育て支援課 097-582-1262	要	新住所地でお尋ね下さい。
小中学校の児童・生徒	転（退）学届が必要です。 今までの学校から在学証明書、転校用の教科書給証明書の交付を受けて下さい。 学校教育課 097-582-1179	要	在学証明書、転校用の教科書給与証明書を持参して転校手続きをして下さい。
市水道を利用されている方	水道中止の手続きをして下さい。 水道課 097-582-1328	不要	新住所地でお尋ね下さい。
125cc以下のバイク、小型特殊自動車をお持ちの方	返納又は名義変更の手続きが必要です。 税務課 097-582-1269	要	登録の手続きをして下さい。
犬を飼っている方		不要	新住所地で犬の登録事項変更届の手続きをして下さい。 手続きの際に、由布市の登録鑑札（または登録番号が分かるもの）をご用意下さい。
住んでいた地域が農業集落排水の方	農業集落排水施設使用休止の手続きが必要です。 環境課 097-582-1310	要	
返納等の送付先	〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 097-582-1111（代表）		